

第10回

(平成29年10月10日)

# 議 事 録

錦町農業委員会

## 錦町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 平成29年10月10日(月) 午前9時25分から午前11時40分
- 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
- 3 出席委員 9名  
1番委員 吉田 眞二・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学  
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・  
7番委員 西嶋 健一・8番委員 福本 王雅・9番委員 税所 隆則  
10番委員 石松 まゆ子
- 4 欠席委員 6番委員 川村 勝也
- 5 議事日程
  - 1) 会期の決定
  - 2) 議事録署名委員の指名
  - 3) 会議書記の指名
  - 4) 議第37号案 農地法第3条の規定による許可申請について  
議第38号案 農地法第5条の規定による許可申請について  
議第39号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について
- 6 事務局職員  
事務局長 山園琢磨、農地係 久保田文子
- 7 会議の概要

議長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。それでは、5番・7番委員を指名します。

議長 諸事報告がありましたらお願いします。

早田 9月26日にひまわりを蒔いたところに福島保育園の園児を招待したいと思います  
が、承認いただけないでしょうか。(全員異議なし)

議長 議事に入ります。議第37号案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程  
します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第37号案農地法第3条の規定による許可申請について(朗読)

議長 調査番号1番について、4番委員より調査報告をお願いします。

4番 (調査番号1) 譲受人・譲渡人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申  
請理由は贈与です。譲受人の経営内容について報告します。家族7人(稼働力4人)  
です。経営面積は、466a、田273a、畑131a、水稻50a、他はWCSです。畑も飼料作

物です。畜産、成牛31頭、育成5頭、子牛22頭です。3条調査項目により報告します。1番（耕作面積）：問題なし。2番（通作距離）：300m。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：小作に出していない。5番（取得価格）：0円。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：畜産をされていて農家全般の機械を所有。8番（取得農地の利用計画）：飼料。9番（周辺地域との関係）：共同作業については、中心的人物であり、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 議第38号案農地法第5条の規定による許可申請について上程します。

事務局 議第38号案農地法第5条の規定による許可申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、5番委員より調査報告をお願いします。

5番 （調査番号1）譲受人譲渡人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は自宅への進入用道路です。5条調査項目により報告します。1番（農地区別）：第3種農地。2番（着工時期）：平成7年10月に完成しております。始末書が提出済です。3番（資金調達）：実施済みです。5番（周囲の承諾）：問題なし。6番（公衆衛生）雨水は自宅敷地を通過して町道側溝に排水してあります。問題なし。7番（転用措置）：問題なし。8番（日照通風の影響）：問題なし。10番（農振法）：農用地区域外。以上、報告終わります。

議長 調査報告が終了しましたので、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1について原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全委員賛成ですので、1番について原案のとおり決定します。

議長 議第39号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について上程します。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農用地利用集積計画（平成29年10月5日付け：球錦農林第8472号）の諮問があり、今回は所有権移転2件、利用権の再設定が6件、新規が7件です。

事務局 議第39号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）  
（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第1

8条第3項の要件である

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である
  - イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
  - ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
  - ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ③ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。  
の各要件を満たしていると考えます。

議長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

(平成29年9月4条申請案件について、申請者から不許可相当の再考要望があり、現地において再協議)

現場の状況では判断できない。

理由書だけでは理解できない。

対外的にも説明できるように行動で示して欲しい。

との意見から不許可相当を保留扱いにした。

以上

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月10日

農業委員会会長

---

5番 農業委員

---

7番 農業委員

---